

「協働のまちづくりを推進していくために」

—八潮市市民活動推進委員会提言書—



平成31年3月

八潮市市民活動推進委員会



目 次

| | | | |
|---|--------------------------|-------|----|
| 1 | はじめに | | 1 |
| 2 | 八潮市市民活動推進委員会の概要 | | 2 |
| 3 | 八潮市の現状 | | |
| | (1) 市民参加 | | 3 |
| | (2) 市民活動 | | 5 |
| | (3) 協働 | | 6 |
| 4 | 課 題 | | 7 |
| 5 | 提 言 | | 9 |
| 6 | おわりに | | 11 |
| | 参考資料 | | 12 |
| | [資料1] 八潮市市民活動推進委員会規則 | | |
| | [資料2] パブリックコメント実施状況 | | |
| | [資料3] 市民活動支援コーナー各利用者数等実績 | | |
| | [資料4] 八潮市町会・自治会の概要 | | |
| | [資料5] 協働のリーフレット | | |
| | 「みんなで協働まちづくり～協働の考え方～」 | | |
| | ・八潮市市民活動推進委員会委員名簿 | | |

1 はじめに

八潮市では、平成3年7月に生涯学習都市宣言を行い「生涯学習によるまちづくり」を実践してきました。様々な学びを通じて、まちづくりの担い手となる人づくりに努め、学んだ成果を地域活動や市民活動に活かすことで、徐々に市民や団体の活動が活発になりました。現在では、200を超える様々な団体が協働によるまちづくりの担い手として活動しています。

平成17年8月につくばエクスプレスが開通し、年々人口が増え、八潮市は飛躍的に発展してきました。しかし、同時に市民ニーズが複雑・多様化し、行政のみでは解決が困難な課題も増えています。

このような状況の中、市民や市民団体、地域のコミュニティ*1)、NPO*2)、企業が積極的に地域の課題に取り組み、協働*3)による市民活動を行うことで、課題に対するより細やかで柔軟な対応が可能であると考えられています。

平成23年7月に施行した八潮市自治基本条例では、自治の基本理念として「市民が自治の主体者」であること、また、自治の4つの基本原則（参画の原則、協働の原則、情報共有の原則、情報公開の原則）とまちづくりの4つの基本原則（子ども、安全・安心、危機管理、地球環境）を定めています。このことを踏まえ、市では第5次八潮市総合計画において「共生・協働」「安全・安心」を基本理念としてまちづくりを推進しています。

本提言書は、「協働」の全てを網羅しているものではありませんが、私たち「市民活動推進委員会（以下「本委員会」という。）が調査・研究してきた八潮市の市民活動と協働についてまとめ、課題を抽出し、今後の推進のために具体策について提言をするものです。本提言書が、八潮市の市民活動と協働のより一層の発展を目指すための参考となることを期待します。

*1) コミュニティ：ある一定の地域に住む人々から成る共通の生活様式をもつ社会集団のこと。 1

*2) NPO：Non Profit Organizationの略。民間の非営利団体。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称をいう。

*3) 協働：市民、市議会、行政が八潮市をより良くするために、それぞれの役割と責務に基づいてお互いの立場を尊重し、共通の目的の達成に向けて対等な立場で協力し合ってまちづくりをすすめること。

2 八潮市市民活動推進委員会の概要

本委員会は、八潮市の附属機関*4)として委嘱期間2年の中で課題の調査や研究、協議を行う機関とされています(※資料1)。本委員会では、平成25年から現在まで八潮市の市民活動と協働の推進について「地域ファンド」や「協働事業提案制度」、「協働のまちづくり推進事業助成金」、「市民活動支援コーナー」、「協働のルールづくり」等の調査や研究、協議を行ってきました。平成28年度には市民向けに協働を周知するための「協働のリーフレット」を作成・配布し、平成29年7月には現在の15名が委嘱され、市民活動の推進のために協議を行っています。

平成29年度の主な協議内容としては、本委員会の調査・研究内容の検討、協働のまちづくり推進事業助成金事業*5)の審査、協働のルールづくりについて協議を行い、第2回会議において提言書を作成することに決定しました。第3回・4回の会議では、他の自治体の提言書を参考資料として八潮市の協働に関する提言書に盛り込む内容を検討し、平成30年度から提言書の作成について協議を行いました。また、本委員会では、委員の「市と市民が一緒になって案を作成したい」との意向から、事務局が全ての素案を作成するのではなく、委員の中から選出されたメンバーで構成される小委員会において本委員会に諮る素案を作成し、本委員会において協議を行いました。

<主な取組み>

- 平成25年度 協働のまちづくり推進事業助成金について協議
- 平成26年度 協働のルールづくりや協働のまちづくり推進事業助成金の審査基準について協議
協働のまちづくり推進事業助成金開始
- 平成27年度 協働のルールづくりの協議
- 平成28年度 協働の周知のためのリーフレット作成・配布
- 平成29年度 市民活動推進委員会の調査・研究事項の検討
協働のルールづくりについて調査・研究
- 平成30年度 協働のまちづくりを推進するための提言書の作成

*4) 附属機関：普通地方公共団体が、法律又は条例の定めるところにより設置する、自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関。 2

*5) 協働のまちづくり推進事業助成金事業：協働のまちづくりを推進するため、市民活動団体が自主的に行う本市のまちづくりの課題解決に向けた取組みに対し助成金を交付する。平成26年度からスタート。

3 八潮市の現状

(1) 市民参加

市民参加の主なものの一つとして挙げられるパブリックコメント*6) については、八潮市の基本的な方向性を示す計画や個別の行政分野における施策の基本的な方針及び計画、八潮市の基本的な方向性を定める憲章及び宣言等が対象となっており、策定状況によって実施件数も意見数も大きく変動するものです。集計を開始した平成 28 年度から 29 年度にかけては、実施件数、意見の数が増加しています（※資料 2）。

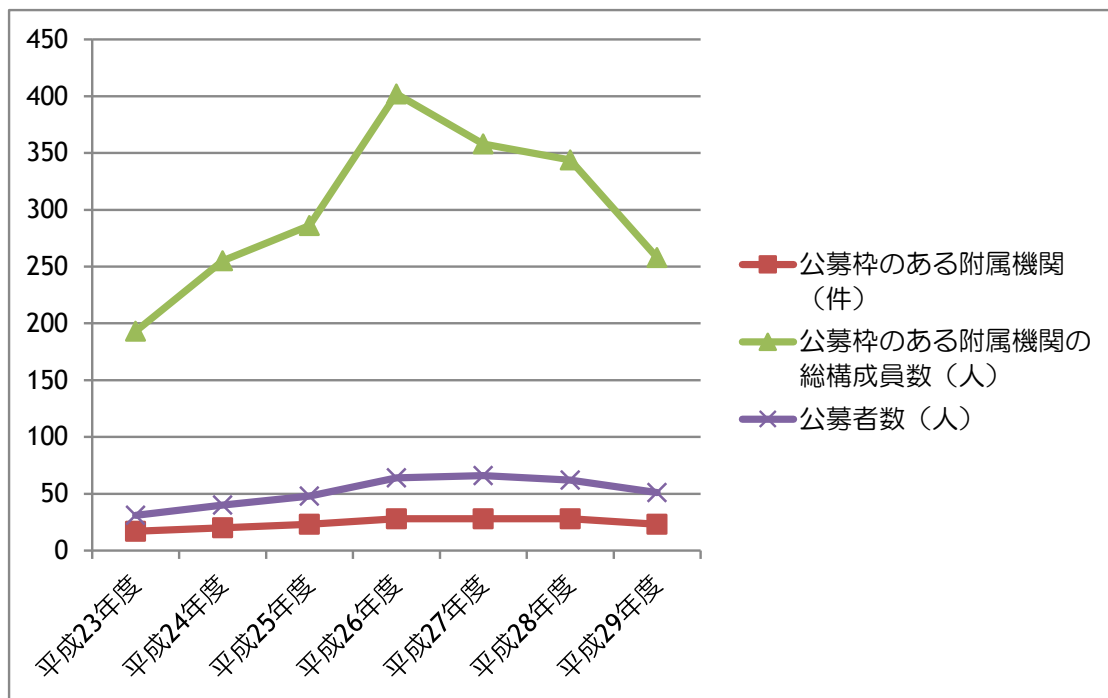
また、附属機関の委員の公募については、自治基本条例施行後の平成 23 年度以降のデータの推移（表 1、図 1・2）を見ると、公募枠のある附属機関の数、公募者数は一定の推移を保っています。公募の募集人数が増加した年度もありますが、公募率をみると市民参加の機会が徐々に増えている傾向にあることがわかります。

このほかにも、子ども達が地域事業に参加するための取り組みとして、地元の高校生が広報やしおの特集記事を作成したり、大きなイベントにボランティアで参加をしたり、男女共同参画や新庁舎建設に関するアンケートを実施するなど様々な機会があげられます。また、ゴミゼロ運動に参加する親子連れの姿が見られるなど、八潮市の事業に家族で参加する事例も出てきています。

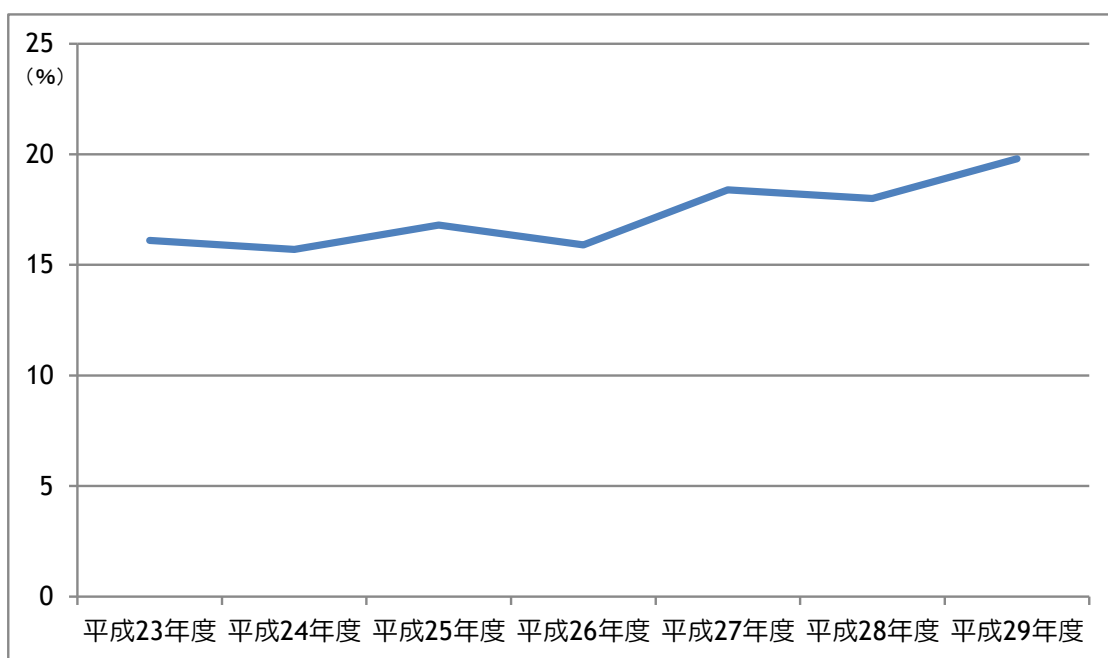
【表 1】附属機関の委員の公募

| | 公募枠のある 附属機関(件) | 公募枠のある附属 機関の総構成員数 (人) | 公募者数(人) | 公募率(%) |
|----------|-------------------|-----------------------------|---------|--------|
| 平成 23 年度 | 17 | 193 | 31 | 16.1 |
| 平成 24 年度 | 20 | 255 | 40 | 15.7 |
| 平成 25 年度 | 23 | 286 | 48 | 16.8 |
| 平成 26 年度 | 28 | 402 | 64 | 15.9 |
| 平成 27 年度 | 28 | 358 | 66 | 18.4 |
| 平成 28 年度 | 28 | 344 | 62 | 18.0 |
| 平成 29 年度 | 23 | 258 | 51 | 19.8 |

*6) パブリックコメント： 条例、規則など重要な政策の決定又は変更にあたって、当該 3
政策の案を公表して市民の意見を求めるもの、意見公募のこと。



【図1】 附属機関数および公募の状況



【図2】 公募率

※このグラフは、市における附属機関の、「公募率（公募者数／公募枠のある附属機関の総構成員数）」の数を表しています。

(2) 市民活動

八潮市には、生涯学習の情報発信施設であり市民活動の拠点施設でもあるやしお生涯楽習館があります。やしお生涯楽習館の2階には、市民活動団体の支援を目的に設置された市民活動支援コーナーがあり、日常的に活動の相談や情報収集・発信を行っています。

巻末に添付されている市民活動支援コーナーの資料（※資料3）を見ると、市民活動の団体登録数は毎年少しずつ増加の傾向にありますが、趣味や芸能関係の団体が多く、ボランティア団体の登録は伸びていません。また、ボランティアに関する窓口相談件数は年々減少しているのがわかります。

市内の主要な団体の一例としては、町会・自治会（※資料4）や老人会などが挙げられます。地域の防犯・防災、地域福祉、お祭りや伝統行事などに目を向けると、町会・自治会は、地域住民の生活に寄り添った活動を行っているため大きな役割を果たしています。昔から地域住民の多くが加入し、地域の自治を担っていることもあり、行政が地域の意見を取り入れる際に多数の意見として反映できるのも町会・自治会です。これは、一つの任意的な団体や固有の目的をもった法人には担えない住民自治組織特有の役割と言えます。

これらとは別に、使命を持って活動するNPO法人*7)や福祉団体等は、専門的な分野で役割を担う団体であるため、福祉施設等においては指定管理者や業務委託などにより活躍しており、利用者の多様なニーズに沿って細かなサービスを提供しています。

このように、それぞれに特性のある団体が八潮市においても活躍していますが、団体の運営では、加入者の減少や高齢化による役員のなり手不足など共通の課題が見られます。

やしお生涯楽習館
市民活動支援コーナー



*7) NPO 法人： 特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した NPO のこと。

(3) 協働

本委員会において平成28年度に協働のリーフレット(※資料5)を作成した際、「八潮市の協働とは何か」について協議しました。協働の中でも、事業により様々な協働の組み合わせがあること、また、意識をしていなくても既に協働している事例も見えてきました。事業の例としては、「市民と行政」であれば、男女共同参画推進活動事業委託や生涯学習出前講座、八潮市協働のまちづくり推進事業助成金など、「市民と市民」であれば、ボランティア団体交流会、地域福祉講座、つながるカフェ講座など、「市民と企業」であれば、まちかど音楽祭やはびベジ博など、「市民と企業と行政」であれば、やしお市民まつり、農業祭、夏祭り夜市などが挙げられます。このほかにも、防災や環境関係、指定管理や観光資源活用などでも協働の事例があります。

また、八潮市の協働の中で、本委員会が審査を行う「八潮市協働のまちづくり推進事業助成金」は、平成26年度から八潮市の課題の解決に向けて取り組む事業に対して助成金を交付しているものです。今後も八潮市の市民活動を応援するために交付する助成金として、多くの事業に活用されることを願います。

【表2】協働のまちづくり推進事業助成金の交付状況

| 年 度 | 件 数 |
|--------|-----|
| 平成26年度 | 3 |
| 平成27年度 | 4 |
| 平成28年度 | 2 |
| 平成29年度 | 2 |

4 課題

これまでに本委員会において、八潮市の協働について協議した結果、今後八潮市が協働を進める際の課題として大きく次の3点が挙げられます。

(1) 参画・協働の意識の醸成

現在、八潮市では「協働」についての情報を発信していますが、残念ながら市民にはあまり認知されていないのが現状です。職員についても、市民との協働について共通認識が図られていないため、市民や職員に共通認識を得られるよう、これまで以上に市民の提言や参画、協働を推進する環境整備が課題と言えます。

また、「市民の参加が少ない」又は参加者（団体）が「固定化」している現状からは、市民参加への意識の低さも見受けられるため、地域や団体の活動に中高生のボランティア参加も促すなど、地域活動を通じて市民参加の意識を醸成するなど、協働に対する理解を深めることが課題と言えます。



(2) 市民活動を支援する体制の充実

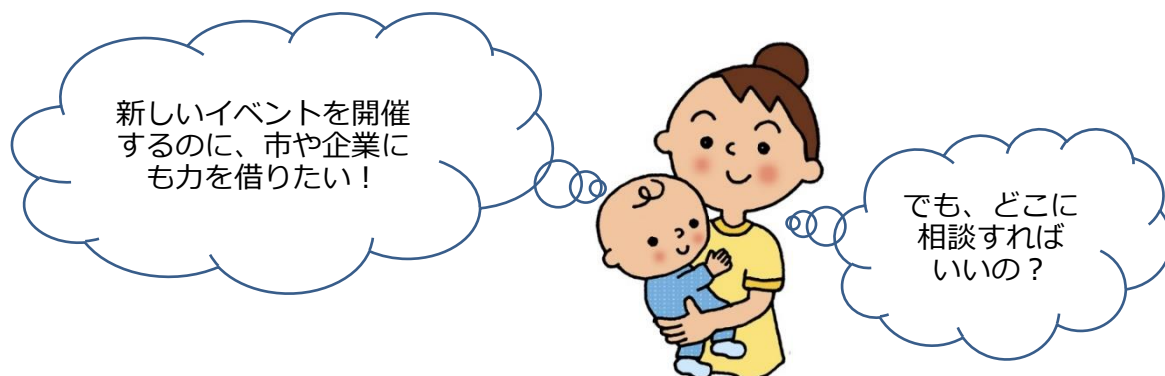
市民活動については、市民活動支援コーナーが設置され、(福)八潮市社会福祉協議会と連携し、様々な市民活動情報の収集・発信、相談を行っているものの、専門的知識を持った職員の確保や執務体制、人材の育成など、担い手の相談窓口としての支援が十分ではないと考えます。まちづくり活動を円滑に進めるためには、その活動をリードし、市民活動団体の提案を受け止めて調整したり、様々な団体が個々に取り組んでいる活動を連携・協働させるコーディネーターとしての機能が必要となります。

また、共催・後援の手続きや協働を行うための手順をマニュアル化するなど、市民活動を活発にするための支援がスムーズに行えるようにすることも、今後の課題になります。

(3) 協働の進め方が不明瞭

協働の一事例であるイベントや講座、学習会等の事業実施に伴う行政との「共催・後援」については、「相談した担当課窓口により対応が異なる」との意見があります。

共催・後援の手続きに限らず、どこの窓口にあっても、協働を行うための手順を市民に分かりやすく説明するために、また、職員間でも共通の事務手続きを行うためにマニュアルを作成するなど、もうひと工夫が必要です。



5 提 言

現在、八潮市の市民活動や協働に関する状況からは、必ずしも市民の意見を受け止める相談窓口や体制・制度が十分とは言えず、自治の基本理念「市民が自治の主体者」を踏まえ、市民の提案を市が受け止める体制や明確な手順をつくり、市民に分かりやすく説明できるようにすることが求められます。

そのため、これまでに培われた市民力を原動力として、今後、協働によるまちづくりを一層推進していくために本委員会は以下の3点を提言します。

(1) 協働のリーフレットを活用した周知

協働に対する考え方を十分に周知し、共通認識を持てるような取り組みが必要です。

本委員会では、平成27年度に協働を進める上での基本原則を協議し、平成28年度に協働のリーフレットを作成しました。協働の主体となる担い手が活動を行うために、本委員会が協議した7つの基本原則「相互理解」「目的共有」「対等」「透明性」「公平・公正」「評価」「郷土愛」を今まで以上に周知していただくことが必要と考えます。

また、協働の形態のうち、共催、後援、協力及び協賛などについて、市と協働する団体すべてが、どのような事業にどの手法が適しているのか、必ずしも十分に理解しているわけではありません。市の窓口での説明が異なることも少なくないと聞きます。職員も協働の基本的な考え方が統一されていないことで、事務に支障をきたす場合も考えられるため、職員の意識向上を図る研修会や実務事例を用いた研修等を行う事も必要です。

(2) 協働を推進・支援する組織・拠点の整備

現在、八潮市には市民活動支援コーナーが常設されています。しかし、現在の運営の状況をみると、複雑・多様化するニーズへの十分な対応が困難です。

市民活動団体のニーズに応え、課題を解決し、協働を推進・支援するには、市民活動支援コーナーの機能拡充も含め、中間支援組織*8) の設置や活動拠点の整備・拡充の十分な検討が必要です。

「中間支援組織」を設置するにあたっては、今後市民活動や協働を推進していくために、市民の意見も交え（福）八潮市社会福祉協議会と協力しながら十分に検討する必要があると考えます。

中間支援組織の構成員としては、一般的に全市的な活動を展開する NPO 法人、連盟、連合、一般及び公益法人、企業等が挙げられ、行政、法人、地域の情報に精通している団体や社会的責任が負える団体が中心となることが多くあります。また、その活動は、多岐にわたり、主体的な協働事業は行わないものの、活動の支援に関する協働の担い手育成（人材育成）、協働の場の提供、協働に関する情報収集発信、協働事業の相談と調整・マッチング、補助金・助成金の交付、人材紹介、派遣、市民活動団体間の交流の場の提供など内容は専門性に富んでいます。

また、八潮市における中間支援組織の活動拠点の整備・拡充には、やしお生涯楽習館 2 階の市民活動支援コーナー、（福）八潮市社会福祉協議会、コミュニティセンター内のボランティアビューロー*9) 等の既存の施設で市民が利用しやすい場所を基本に検討することが望ましいと考えます。

*8) 中間支援組織：多元的社会における共生と協働に向かって、地域社会と NPO の変化やニーズを把握し、人材、資金、情報などの資源提供者と NPO の仲立ちをしたり、また、広義の意味では各種サービスの担い手と受け手をコーディネートする組織。NPO センター、ボランティアセンター、まちづくりセンターなど様々な形態が存在する。

*9) ボランティアビューロー：地域社会において、ボランティア活動を援助し推進するための拠点となる機関。ただし、ここでは施設の名称として用いている。

(3) 市民にもわかりやすい協働の手順の作成

行政と協働する上で、どのような段階でも相談することができ、また、事業に関連するどの担当課窓口や市民活動支援の窓口で相談しても、同程度の判断基準で手続きが進められるように、市民団体にもわかりやすい手順を作成することが必要です。

協働を行うにあたっては、どのような段階においても相談できることが重要です。市民活動団体等の協働の担い手からの意見として、行政との協働事業を行いたい場合に「事業計画のどの段階で行政に相談すればよいか」「どのような手順でアプローチすればよいか」「段階を踏んで共催・後援等の事業を実施するにはどうすればよいか」「どの窓口で相談すればよいか」がわからず協働に踏み切れないとの意見があります。

6 おわりに

「共生・協働」「安全・安心」を基本理念に、将来目標人口 10 万人を目指す八潮市が、将来都市像である「住みやすさナンバー 1 のまち八潮」を実現するためには、市民活動の意義や果たす役割、市民活動団体が対等なパートナーであることを理解し、市民との協働のまちづくりを推進していくことが何よりも重要なことと考えます。本委員会の強い思いを込めたこの提言を是非受け止めていただき、より一層市民活動の活発化につながる多くの施策を八潮市が実施されることを切望するものです。